

鳥取県営境港水産物地方卸売市場事業経営戦略

令和3年度 ～ 令和12年度

令和3年3月
鳥取県境港水産事務所

目 次

1	事業概要	1
2	将来の事業環境	3
3	経営の基本方針	5
4	投資・財政計画	4
5	公営企業として実施する必要性	9
6	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	9
○	様式第2号（法非適用企業） 投資・財政計画（収支計画）	10

鳥取県営境港水産物地方卸売市場事業経営戦略

団 体 名	: 鳥取県
事 業 名	: 県営境港水産施設事業特別会計
策 定 日	: 令和 3 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用)非適の区分	非適	事業開始年月日	昭和37年4月1日
職 員 数	正職員 2人 会計年度任用職員 1人	市場種別区分	地方卸売市場
前回の移転又は再整備年度	昭和57年度	次回再整備予定年度	平成26年度から令和5年度(現在、整備中)
広域化実施状況	平成15年に県内の14の沿岸漁業協同組合のうち10漁協が合併し、翌年、鳥取県漁業協同組合連合会を包括承継した全県規模の鳥取県漁業協同組合が誕生した。これに伴い、大山町以西で水揚げされる水産物は境港市場へ移送されることとなり、集荷の広域化が図られた。		
民間活用の状況	ア 民間委託	該当なし	
	イ 指定管理者制度	平成21年4月から実施し、現在に至る。	
	ウ PPP・PFI	該当なし	

(2) 使用料形態

売上高割使用料の概要・考え方	<p>【使用料】 水揚金額(=卸売販売金額)の1,000分の5</p> <p>【根拠】 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例</p> <p>【考え方】 ・昭和39年4月1日条例施行時から今日に至るまで同率(1,000分の5)を維持している。 ・セリをとおさない場合は、荷捌き利用として8円80銭(生鮮水産物1箱、または20kgにつき)、加工水産物については20kgにつき44円を徴収している。 ・本県の売上高割使用料は、他の公共市場と比較して低率ではない。しかし漁獲量が依然として厳しい状況にあり、市場の維持・管理のため現在の率を維持し続けている。なお、他県では岸壁使用料等を別途徴収しており、利用者の負担総額は同程度と見込まれる。 (参考: 県営産地市場)長崎漁港3.8/1,000、下関漁港:3/1,000</p>
施設使用料の概要・考え方	<p>【使用料】 仲卸業務、魚体選別機、詰所、駐車場、海水供給施設、会議室、関係事業者施設用地 等</p> <p>【根拠】 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例</p> <p>【考え方】 ・他市場の状況、施設の維持管理費・減価償却費、産地間競争力等を勘案して算定している。 ・使用料の額の適正化については、3年ごとに額の見直し検討を実施している。 ・現在、高度衛生管理型市場整備事業(平成26年度～令和5年度)を実施中であるが、令和元年6月から一部供用開始(陸送上屋、1号上屋)を行い、それに合わせて新規使用料の設定を行った。(シャーベットアイス供給施設使用料、冷海水供給施設使用料、冷蔵庫使用料、固定式活魚水槽使用料)</p>
使用料改定年月日(消費税のみの改定は含まない)	令和元年6月1日

(3) 現在の経営状況

	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
年間取扱高 (t) ※過去3年度分を記載	H29			136,725			136,725	
	H30			111,071			111,071	
	R1			73,615			73,615	
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	H29			21,258			21,258	
	H30			22,713			22,713	
	R1			19,346			19,346	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29		88.1%	H30		85.0%	R1	76.9%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29		64.5%	H30		62.6%	R1	51.8%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29		36.3%	H30		35.4%	R1	32.3%
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載	H29		— %	H30		— %	R1	— %
地方債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29		245.6%	H30		201.3%	R1	204.2%
<p>【経常収支比率：総収益／(総費用＋地方債償還金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率は、経常費用が経常収益でどの程度まで賄われているかを示す数値で、100%以上が望ましいとされる。 ・令和元年度は、新市場の一部供用開始に伴う指定管理委託料の増及び水揚げ量の減等による市場使用料収入の減により、経常収支比率が76.9%となり、前々年度(88.1%)及び前年度(85.0%)と較べ落ち込んでいる。 <p>【経費回収率：(料金収入＋その他営業利益)／(営業費用＋営業外費用＋地方債償還金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費回収率は、料金収入等で必要な経費を回収できているかを示す数値で、100%以上が望ましい。 ・上記経常収支比率同様、令和元年度は、新市場の一部供用開始に伴う指定管理委託料の増及び水揚げ量の減等による市場使用料収入の減により、経費回収率が51.8%となり、前々年度(64.5%)及び前年度(62.6%)と較べ悪化している。 <p>【他会計補助金比率：繰入金／(総費用＋地方債償還金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他会計補助金比率は、一般会計からの繰入金への依存度を示す数値で、低いほど望ましい。 ・現状では、繰入金基準(営業費用の30%以下、地方債償還金の50%以下)に従い、毎年度限度額上限を繰り入れている。 <p>【有形固定資産減価償却率：有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産減価償却率は、主に建物の老朽化の程度を示す数値で、数値が高いほど老朽化が進んでいることを示す。 ・現在、高度衛生管理型市場整備事業を実施中であり、旧施設の解体及び新施設の建築が五月雨式に続いているため、有形固定資産減価償却率の記載については事業実施中の間は省略する。 <p>【地方債残高対料金収入比率：地方債償還金残高／料金収入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方債残高対料金収入比率は、料金収入に対する地方債償還金残高の割合を示す数値で、低いほど望ましい。 ・地方債については、平成23年度を最後に借入れをしておらず、今後も借入れをしなければ地方債残高対料金比率は徐々に低下する予定。(令和元年度末の残高は255,057千円で、令和13年度に完済予定。) ・なお、令和元年度の当比率(204.2%)は、市場使用料収入の減により、前年度(201.3%)と較べて高くなった。 								

2. 将来の事業環境

(1) 水揚量(t)の見通し【表1参照】

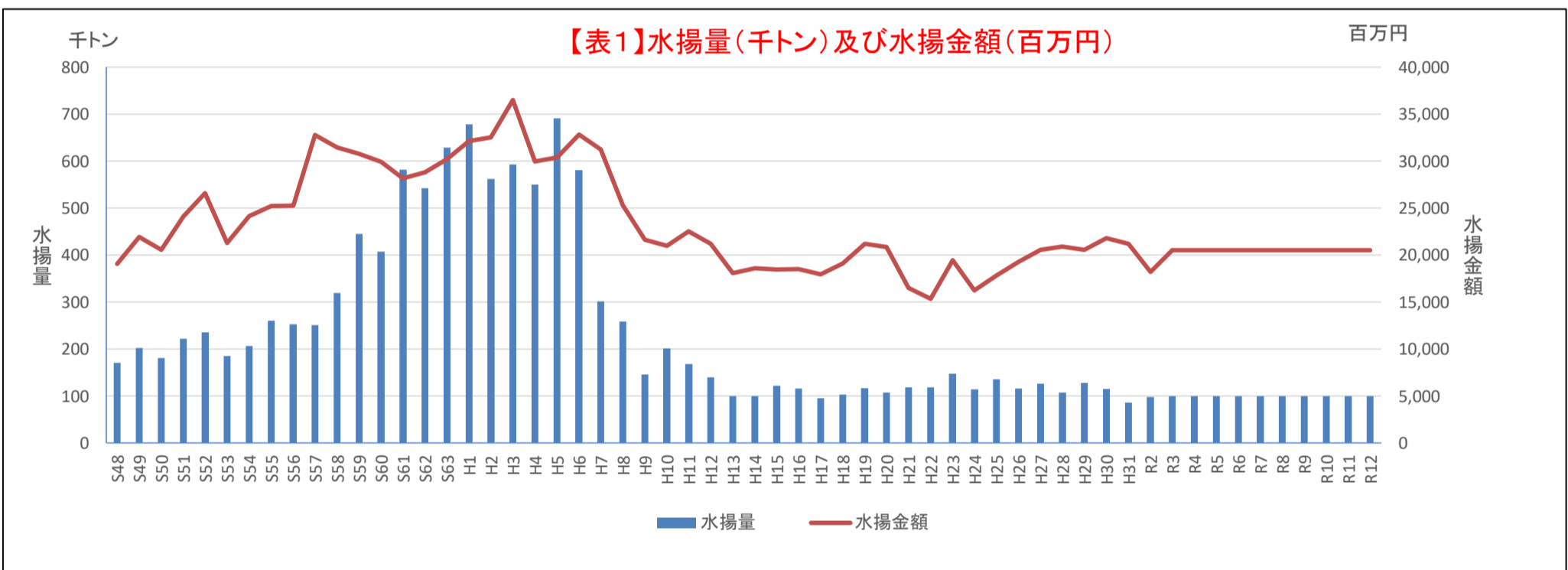
■水揚量は、昭和58年頃から日本周辺におけるマイワシ資源が増加傾向となり、昭和61年から平成6年まで9年連続50万トン以上を記録し、平成5年には過去最高の69万トンの水揚げした。(平成4年から平成8年までの5年間は、水揚量全国一。)

■ところが、マイワシ資源の激減により、平成7年以降、水揚量は減少の一途をたどり、近年は年間10万トン強で推移してきた。

■令和元年の水揚量は、主要魚種(アジ、サバ、イワシ)の漁獲減少により、平成30年(115,380トン)を大きく下回り、市場開設以来最低の年間85,678トンを記録したが、これらの魚種は全国的に低調であったことから、水揚量は全国7位(前年5位)、水揚金額は全国5位(前年6位)に留まった。

■しかしながら、国の資源評価によると、アジ、サバ、イワシの資源量はいずれも増加傾向となっており、令和2年に入りマイワシは令和元年、平成30年を超える水揚量になっており、水揚量全体も対前年比115%(令和2年12月末時点)まで回復してきている。

■海洋環境等の変化の中、今後の水揚量を予測することは甚だ困難であるが、上記の水揚げ状況を踏まえて、今後10年間の水揚量は年間10万トン程度を見込むこととする。(なお、毎年度、漁場等に係る最新情報の下で精査をし、適確な数値に見直していくこととする。)



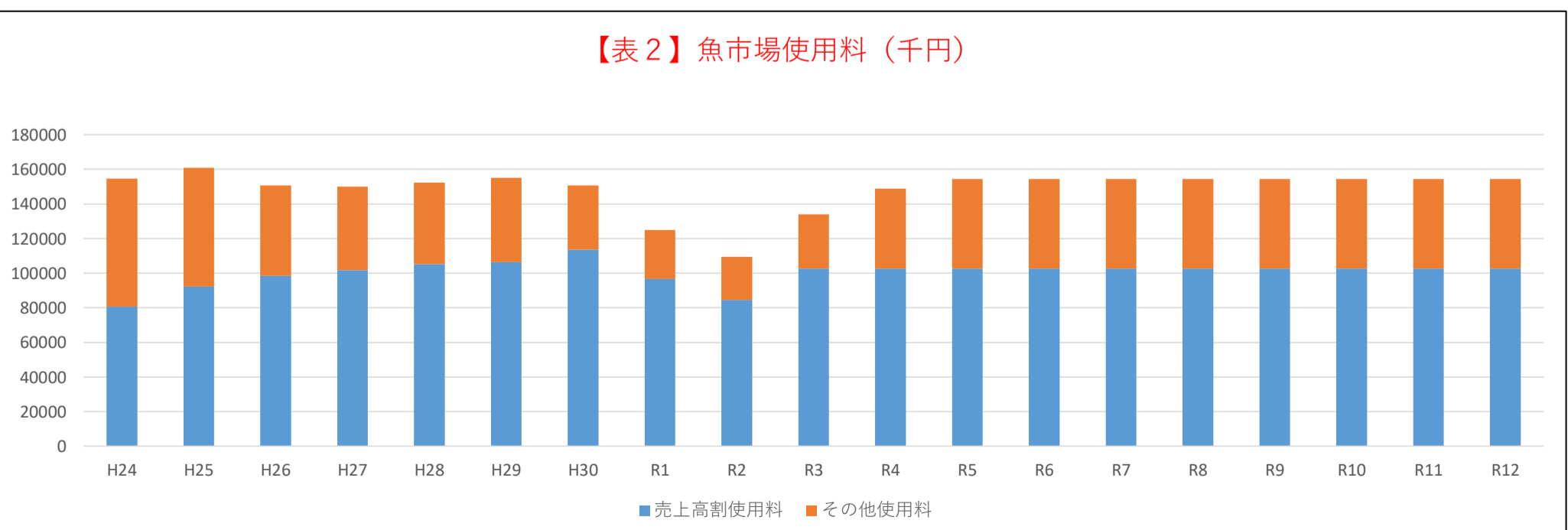
(2) 使用料収入の見通し【表2参照】

■売上高割使用料(水揚金額の1,000分の5)

- ・近年は、水揚金額の漸増に伴い売上高割使用料も微増傾向にあったが、令和元年度は水揚量の低調によって当使用料も大きく落ち込んだ。(96,728千円)
- ・令和2年度においては、水揚量は徐々に回復してきているが、単価が低い魚種が多かったため、また新たに発生した新型コロナウイルスの感染拡大の影響で飲食店を始めとする消費の低迷などにより、水揚金額が大きく低迷している。
- ・令和3年度以降については、過去5年間(平成28年～令和2年)の水揚金額の平均値(年間20,529千円)で見込むこととする。(毎年度、精査・見直しをしていく。)

■施設使用料(1.事業概要(2)使用料形態参照)

- ・現在、高度衛生管理型市場整備事業の最中であり、新施設のうち主要施設が完成(令和4年度)するまでは、施設使用料収入は低調に推移する見込み。
- ・上記理由により、令和4年度以降の施設使用料について、主要施設完成後の使用料収入を見込むこととする。



(3) 施設の見通し 【表3参照】

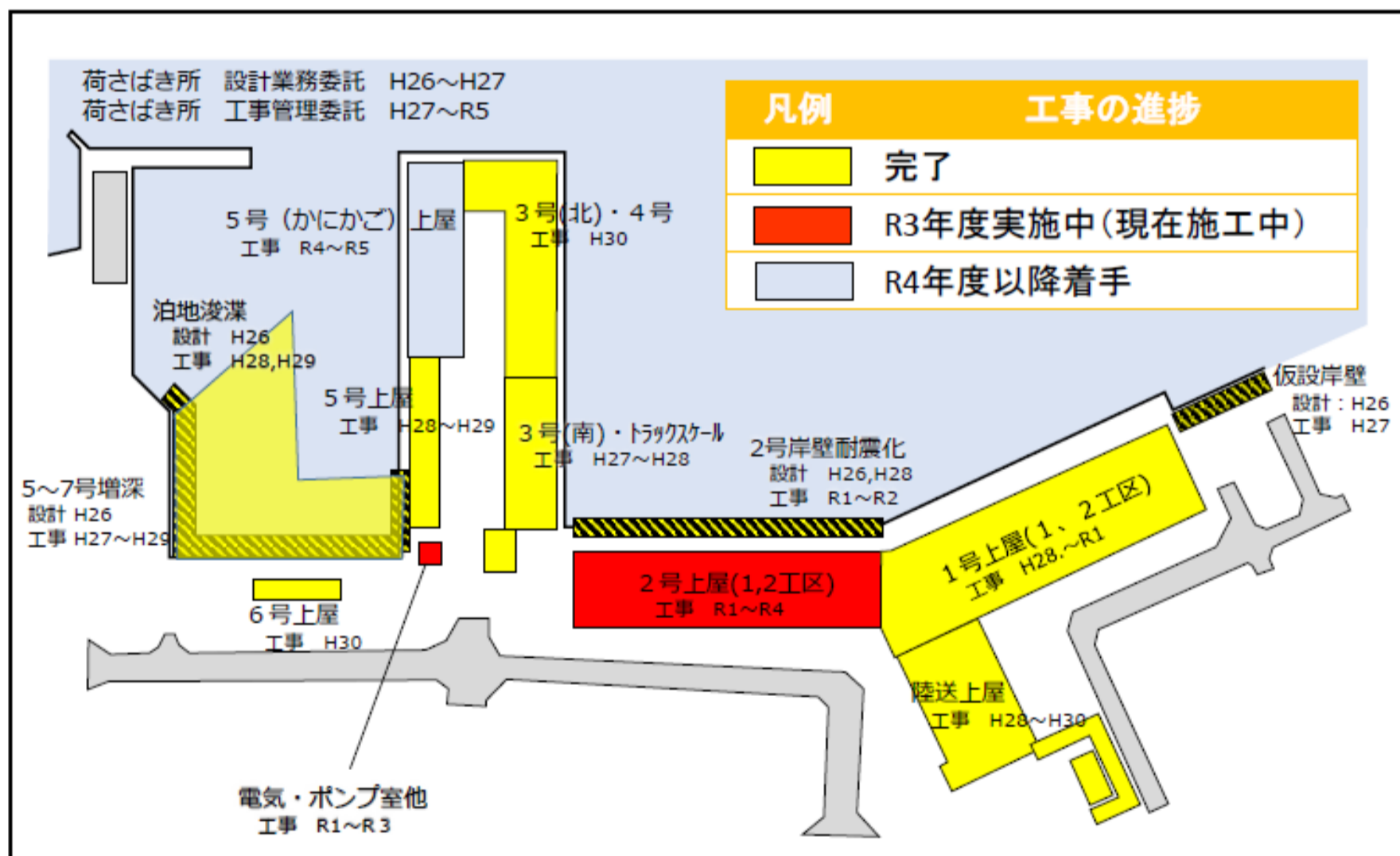
■水産業振興の拠点でもある特定第三種漁港(全国に13港)の一つである境漁港は、国の「境港地区高度衛生管理基本計画」策定(平成26年9月)を受け、老朽化が進んだ県営水産物地方卸売市場を高度衛生管理型市場にすべく現在整備中である。(事業期間:平成26年度～令和5年度)

■なお、このたびの整備事業(令和3年度予算要望ベース:208億円)は、農林水産省(水産庁)の「特定漁港漁場整備事業」の中で市場整備と岸壁整備を一体的に公共事業(一般会計)で整備しており、市場特別会計内での財務処理は行っていない。

【表3】 境漁港高度衛生管理型市場整備事業 スケジュール／事業費

(令和3年度要求ベース)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	備考
設計(基本・実施)											
3号上屋・トラックスケール											
5号上屋											
5号(かにかご)上屋											
陸送上屋											中核施設
1号上屋(1・2工区)											中核施設
2号上屋(1・2工区)											中核施設
3号(北)・4号上屋											
6号上屋											
電気ポンプ室他											付帯施設
泊地浚渫											
5～7岸壁増深											
2号岸壁耐震化											
仮設岸壁											
まき網岸壁											
事業費(百万円)	129	1,283	3,079	5,222	3,205	2,100	2,425	516	1,842	999	20,800



(4) 組織の見通し

■指定管理者制度導入前(～平成20年度)は、県出先機関(境港水産事務所)職員のうち正職員5名、非常勤職員(監視員)6名の人件費を特別会計で賄っていたが、同制度導入後(平成21年度～)は正職員2名(課長補佐級1名、係長級1名)、非常勤職員1名で対応している。

■同制度は5年毎の更新を行っており、次期更新は令和6年度となる。その際には、市場の整備状況や利用状況に合わせた管理運営ができる業務内容の見直しを図る。

3. 経営の基本方針

社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場を目指す。

■信頼される漁港・市場づくり(漁港・市場機能の強化)

全国有数の水揚量を誇る産地市場として、安全で安心な水産物の安定供給のため次の整備に取り組む。

- ①災害に強い漁港・市場整備
- ②衛生管理の強化
 - 高度衛生管理体制の構築
 - ・高度衛生マニュアルの運用、見直し
- ③周辺環境の整備
 - ・係留岸壁等の充実を図り、漁業者に選ばれる漁港を目指す

■活力がある漁港・市場づくり(集荷・販売力の強化)

- ①水揚物の付加価値向上
 - 境港ブランドの創出
 - ・新市場のキャッチフレーズは「安心と安全が、進化するみなと」
 - ・シンボルマーク商標登録済、シール・のぼり等作成
 - ・官民一体となって地元や関西・首都圏でPR
- ②水産物の販路拡大
- ③陸上処理能力のアップ
 - ・少量水揚から大量水揚にも弾力的に対応できる漁港・市場を目指す

■親しまれる漁港・市場づくり(観光連携及び地域活性化の促進)

- ①観光分野との連携
 - ・魅力ある水産物直売センター(山陰旋網漁業協同組合運営⇒R3年度改築予定)
- ②漁港見学ツアーの充実
- ③食育・魚食普及活動の推進

なお令和4年度に完成する2号上屋には以下の設備が盛り込まれる。

- ・展示スペース
 - 漁港・市場内を見るだけでなく、体験学習や遊びを通じて魚に親しむ空間をコンセプトに構成を検討中。
- ・調理実習室
 - 誰でも利用できる魚食普及の場を提供。調理実習、商談や試食会、また既に市民に定着している「まぐろ祭り」、「境港水産祭り」など市民との交流の場を新市場でも継承し体験型イベント等の開催を想定。幼稚園や小学校での魚食普及の取組(カニ集会、サケ集会)の体験学習メニューも検討中。

上記を踏まえ、市場の管理運営の効率化・経営健全化にあたっては、高度衛生管理型市場整備事業での工事が進む中、魅力ある施設を新設することとしており、定常的な収入が見込める施設使用料を確保するため、多くの方に利用いただけるよう内容を検討中である。

また、整備の中で新施設の保守業務や、施設増による電気料金等の経費が増えることが想定されるが、定期的な点検により大きな修繕につながらないように、また電力は契約プランの見直しなどにより、効率的に維持管理を行っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち「投資」についての説明 【表3、表9参照】

目 標	企業債残高／令和元年度:206,043千円 → 令和14年度:0円
-----	-----------------------------------

■高度衛生管理型市場整備事業(事業期間:平成26年度～令和5年度)の着実な実施を促進する。
(但し、当事業は一般会計で処理)

■現状では整備後の投資予定はない。新施設については適切な保守管理を行うとともに、計画的な施設修繕を行う。

■企業債については、平成23年度以降は借入せずに現在に至っており、今後も新たな借入を行わないよう努め、予定どおりに償還を行う。

② 収支計画のうち「財源」についての説明 【表4、表6、表7参照】

目 標	収益的収支比率／令和元年度77%→令和9年度100%
-----	----------------------------

■売上高割施設使用料

収入の7割を占め、収支に大きく影響する売上高割施設使用料は、近年水揚げ量、金額ともに低迷している。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあるが、水揚げ量は若干回復傾向にある。

■施設使用料

＜シャーベットのアイス使用料＞

シャーベットのアイス利用促進のため、令和2年度に使用料を減免した。これは、高度衛生管理型市場における品質管理に資する設備として令和元年に導入したが、従前に使用していた海水氷との価格差による負担感から、計画通りに利用が進んでいない現状があったためである。また、2号上屋工事期間中は、シャーベットのアイスの払出口の箇所と利用場所とが離れている問題があり、これについては移送経費についての補助金を創設したところである。

今後はこのシャーベットのアイス使用料増を見込む。

＜その他の見直し及び新たな施設使用料による増＞

2号上屋完成とともに他の使用料も単価見直しを行い、あわせて2号上屋での新たな施設使用料による増を見込む。

・単価見直し：海水供給施設使用料(新設の取水設備となるため単価約60円増(仮))

令和4年度：60円×約5,000m³((2号上屋完成後の使用見込量)＝約300,000円

令和5年度：60円×約7,500m³(年間使用見込量)＝約450,000円

・新施設：詰所1・2、事務室・記帳電算室、出荷準備スペース、調理実習室等

令和4年度：830円×面積約1500m²の増×8月(2号上屋完成後)＝約9,960,000円

令和5年度以降：830円×面積約1500m²の増×12月＝約14,940,000円

■繰入金及び借入金

近年限度額いっぱいまで一般会計から繰入をし、それでも不足するため一般会計から借入をしている状況である。

市場整備中である現在では、新たな設備の導入による保守管理業務等が発生し、その委託料が増となる。そして整備が完了するまでは市場のフル活用には至らないため十分な収入が見込めない状況である。これらの要因により一般会計からの借入が発生している。2号上屋完成の令和4年8月以降からは新たな使用料で収入が増え、支出もそのまま維持していけば、令和9年度からは一般会計借入金が発生せず、繰出(一般会計への返済)ができるようになる見込みである。ただしこの償還がすべて終わるには相当年数がかかる見込みとなるので、市場完成後に改めて収支見直しをし今後を見込むことが必要である。

2号上屋完成後の使用料増による収入増と、効率的に事業を実施することにより支出を抑え、借入金を発生させないように努めていく。

■企業債

平成23年度以降は借入せずに現在に至っている。投資予定がないため、財源としては見込んでいない。

③ 収支計画のうち「投資以外の経費」についての説明【表5、表8、表9参照】

■投資以外の経費として主なものは、職員給与費/指定管理委託料/事務的経費/企業債償還金/一般会計借入金償還金である。

■うち指定管理委託料が全体の約50%以上を占めており、高度衛生管理型市場整備事業を進める中で、新しい設備の保守業務や電気料金などの管理運営にかかる費用が増加するため、市場整備が完了するまではさらに増額となっていくと見込んでいる。

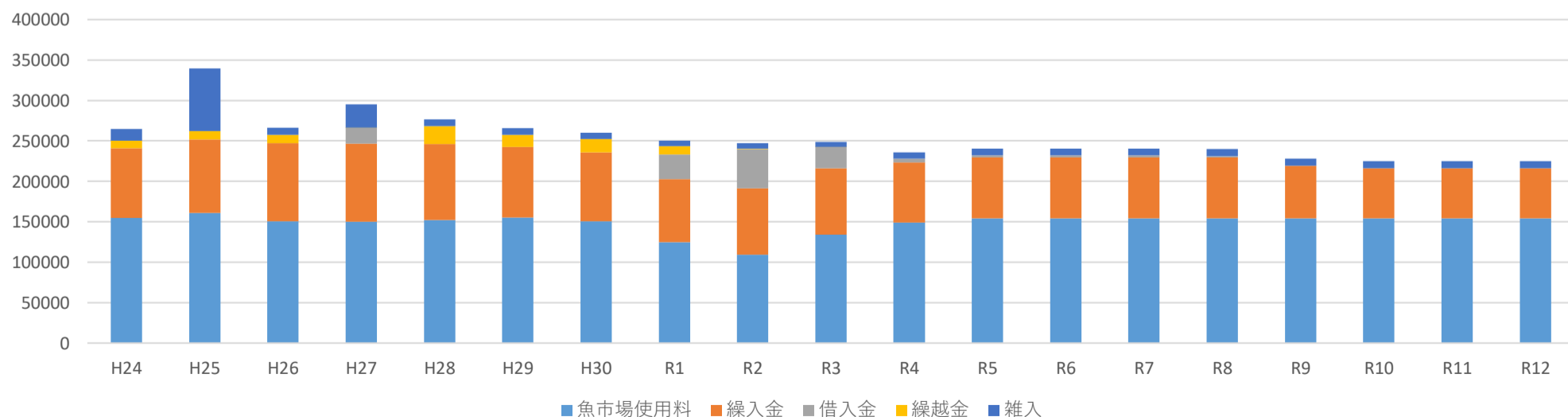
■市場整備の中で管理運営経費が増となっていく中で、魚価がなかなか上がらないため収入増が見込めない状況であり、いかに効率的に無駄なく市場施設を管理運営していくかが大きな課題となる。これについては指定管理委託料増の主な要因である保守業務は、必要な点検を着実に日々管理することで大きな修繕につながらないようにし、電気料金については受電契約の見直しを行い、当市場の状況にあったプランへの変更や、日々の節電を利用者にも促すなど、無駄なく管理運営を行っていく。

■職員給与費は、引き続き正職員2名と非常勤職員1名を見込む。

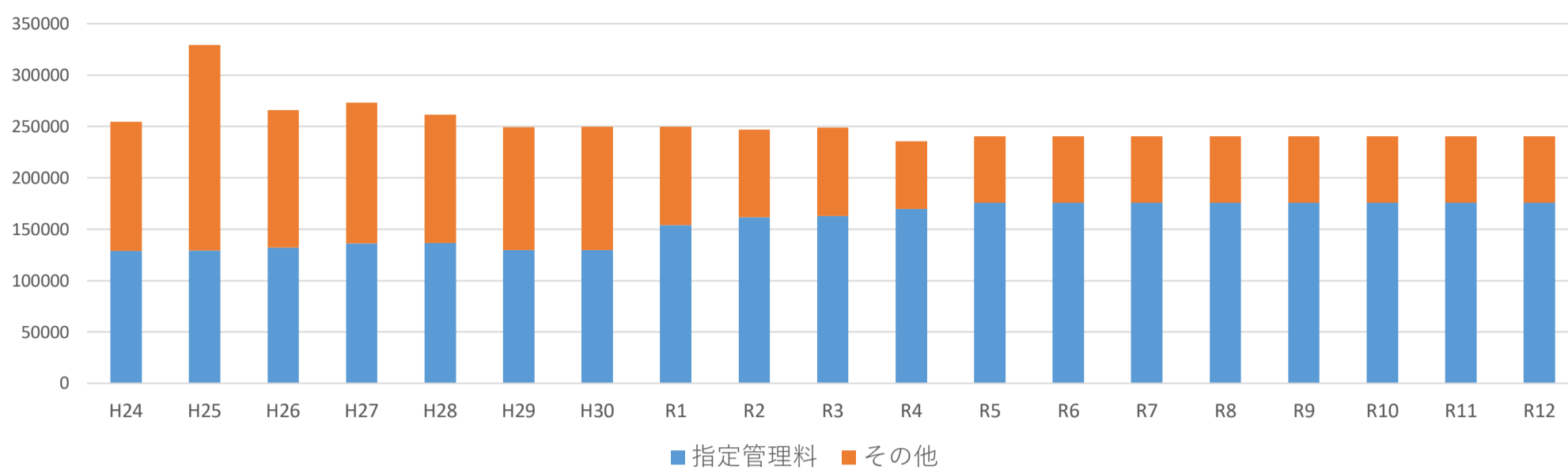
■企業債償還金は今後予定がないため、このまま予定どおりに返済を行う。

■一般会計借入金償還金は、市場整備の進捗に伴う使用料収入の増による収支改善により令和9年度から返済開始できる見込みである。

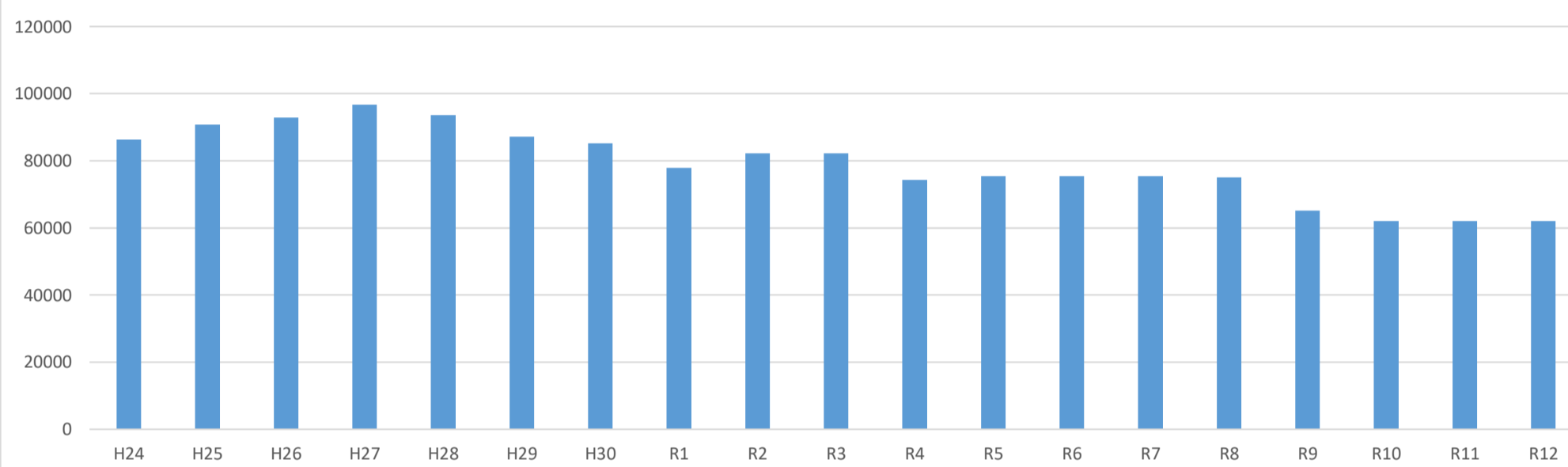
【表4】歳入内訳(千円)



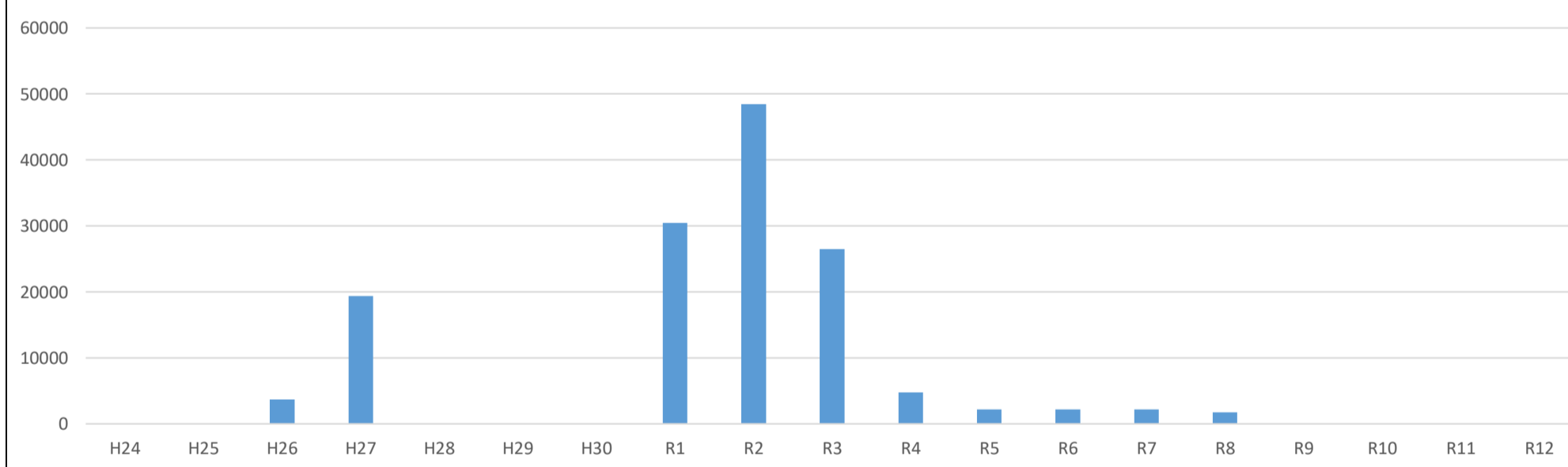
【表5】歳出内訳（千円）



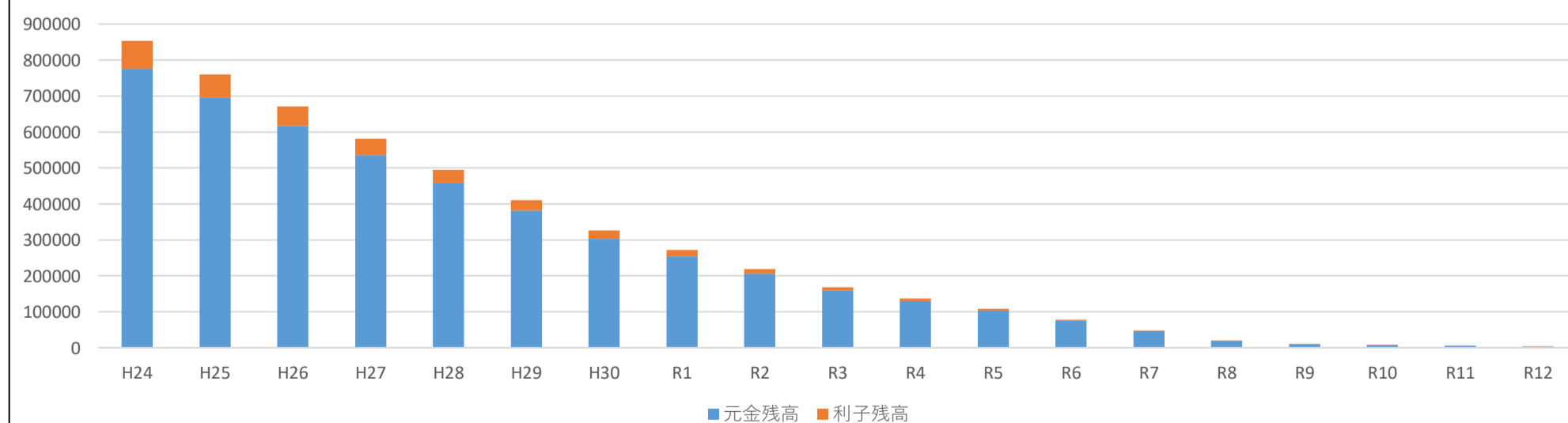
【表6】一般会計からの繰入金（千円）



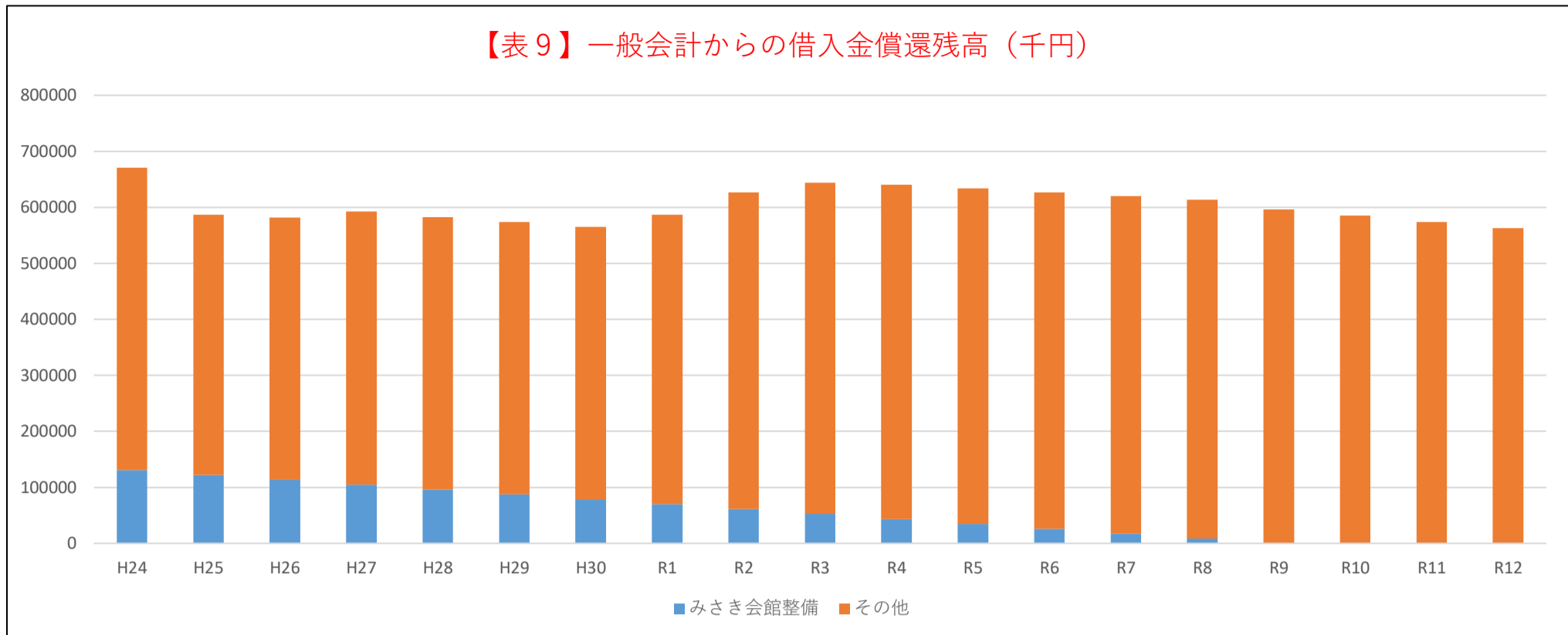
【表7】一般会計からの借入金（千円）



【表8】地方債償還残高（千円）



【表9】一般会計からの借入金償還残高（千円）



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の「投資」についての考え方・検討状況

民間活用	<p>■令和5年度を目途に高度衛生管理型市場施設(一般会計による整備)が完成するが、引き続き指定管理者制度による運営を継続し、委託業務の内容見直し等により、より効率的な維持管理を行う。</p>
投資の平準化	<p>■平成23年度の水産基盤整備事業(公共・国庫補助金)拡充により、荷捌き所整備が対象に加えられたことにより、現在の市場整備は公共事業(一般会計)で実施しているが、それ以前は特別会計で整備していた。これにより今後は大きな修繕等が発生した場合は、公共事業の活用を検討する。また高度衛生管理を進める中で、新たに計画に加わる施設が増えた場合も同様に検討することとし、新たな投資は見込んでいない。</p>
広域化	<p>■本県の水産物産地市場は、平成15年の漁協広域合併を経て、現在5市場(境港、網代、賀露、田後、赤碕)に集約されている。境港は流通拠点の拠点港として機能しており、県内外から利用がある。さらなる広域化の検討は現状では予定していない。</p>
その他	<p>■老朽化が進んでいる水産物移入促進施設「みさき会館」(昭和59年建築、平成9年改築)について、市場全体の整備状況を踏まえ、今後のあり方を検討していく必要がある。2号上屋が完成すれば市場の魅力発信する設備が整うなど、市場の利用形態も変化することが予想される。このため、市場整備が完了する令和5年度以降にその時の利用状況を踏まえ、みさき会館を含めた今後の施設整備を検討する。</p>

② 今後の「財源」についての考え方・検討状況

使用料	<p>■売上高割使用料 将来的な水揚量を予測することは困難であるが、そうした中であって、高度衛生管理型市場への移行による境港産水産物のブランドの付加価値をさらに向上させ、水揚金額の増加を図り、売上高割使用料の増収を目指していく。</p> <p>■施設使用料 市場関係者に対して、新施設の利便性を広く宣伝することによって新施設を最大限に利用していただき、無駄のない施設使用を図り、使用料の確保に努めていく。</p>
企業債	<p>■高度衛生管理型市場施設が完成した後に大きな修繕等が発生した場合は、公共事業(一般会計)の活用を検討することとしており、企業債の新たな借入れは想定していない。</p>
繰入金	<p>■一般会計からの繰入金は、引き続き操出基準の範囲内での運用を図っていく。</p>
資産の有効活用等による収入増加の取組	<p>■遊休地の処分等、財源として有効活用できる資産は特にないが、高度管理型の新施設が境港産水産物のブランド戦略や観光戦略と相まって市場収益の増加を図れるよう、新施設を有効活用していく。</p>
その他	<p>■一般会計からの新たな借入金の発生を抑制すべく、今後とも経費節減に努めていく。</p>

③ 今後の「投資以外の経費」についての考え方・検討状況

<p>管理運営費 (委託料を含む)</p>	<p>■当市場は、平成21年度から指定管理者制度を導入している。新施設整備による保守業務委託増などで増額の傾向にあるが、今後も民間活用をしながら、引き続き委託業務の見直しなどを加えながら効率的な市場施設の管理運営を行っていく必要がある。</p> <p>■また、上記管理運営委託料以外の直営部分に係る事務的経費については、引き続き必要性や緊急性等を踏まえて必要最小限の範囲で執行していく。</p>
<p>職員給与費</p>	<p>■事務効率を図ることでの時間外手当削減など引き続き取り組みを行う。</p>
<p>その他</p>	<p>■一般会計からの借入金の償還について、新たな借入金の発生を抑制すべく経費節減に努めながら、早期の償還完了を目指していく。</p>

5. 公営企業として実施する必要性など

<p>事業の意義、提供するサービス自体の必要性</p>	<p>■境漁港は、全国屈指の水揚量を誇る特定第三種漁港であり、当市場は日本海沖合漁業における中核的な産地市場として全国的な水産物の生産・流通拠点を持っている。(2019年水揚量全国第7位、水揚金額全国第5位)</p> <p>■また、工業出荷額のうち水産物製造関係は4割以上を占めるなど、当市場を中心とした「水産業」は境港市の基幹産業であり、今後も安定的な生産・流通拠点及び地域雇用創出の場としての機能を維持していく必要がある。</p>
<p>公営企業として実施する必要性</p>	<p>■当市場においては、平成19年度に「境港水産物地方卸売市場のあり方検討部会」を設置し、民営化を含めた市場の経営形態を市場関係者と共に協議を行い、当市場の卸売業者(3社)が新たに設置する新会社が指定管理者となることで合意し、平成21年度から指定管理者制度を導入している。</p> <p>■当市場には、卸売業者が3社(県内2社、県外1社)、仲買業者等が71社あり、地元船はもとより他県の漁船から水揚げされる多種多様な水産物が取引されている。このように県内外の多くの業者が関わっており、市場の公平・公正・を保ち、迅速、安定的な取引を維持していくためには今後も公営企業として運営していくことが必要である。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が開設者となって管理運営を行っている魚市場は、全国で3箇所 鳥取県(境港)、山口県(下関)、長崎県(長崎) ・その他の魚市場は、市・漁協・民間が開設者となって管理運営している。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>■高度衛生管理型市場整備工事が完成に向けて進むなか、今後変動が予想される市場使用料や指定管理委託料等を適時・適切に見込んでいく必要がある。令和4年度に完成する2号上屋内の施設利用料の単価設定を適正に行い、また現行の使用料についても同時に見直す必要がある。</p> <p>■水揚量・水揚金額は大きく変動するので、毎年度収支の計画値と実績値(決算額)の乖離状況を十分検証し、適宜収支計画の見直しを行い、ひととおり市場が完成する令和4年度以降、改めて本経営戦略も見直すことを検討する必要がある。</p>
----------------------------	---

(単位:千円, %)

区 分		年 度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	185,194	173,716	198,643	216,886	224,721	224,468	224,209	223,948	223,742	223,695	223,668	223,642		
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)	124,894	109,392	133,928	148,925	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	
			ア 料 金 収 入	124,894	109,392	133,928	148,925	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他														
		(2) 営 業 外 収 益	(2) 営 業 外 収 益	60,300	64,324	64,715	67,961	70,340	70,087	69,828	69,567	69,361	69,314	69,287	69,261	
			ア 他 会 計 繰 入 金	53,804	57,694	58,550	60,209	61,798	61,545	61,286	61,025	60,818	60,771	60,745	60,719	
	イ そ の 他		6,496	6,630	6,165	7,752	8,542	8,542	8,542	8,542	8,543	8,543	8,542	8,542		
	2 総 費 用 (D)	(1) 営 業 費 用	2 総 費 用 (D)	192,850	189,287	192,811	198,860	204,496	203,989	203,472	202,950	202,536	202,442	202,390	202,338	
			(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用	187,456	184,753	189,135	195,966	202,109	202,109	202,109	202,109	202,109	202,109	202,109	202,109
				ア 職 員 給 与 費	13,237	18,217	16,777	16,777	16,777	16,777	16,777	16,777	16,777	16,777	16,777	16,777
		ウ ち 退 職 手 当														
		イ そ の 他	174,219	166,536	172,358	179,189	185,332	185,332	185,332	185,332	185,332	185,332	185,332	185,332		
		(2) 営 業 外 費 用	(2) 営 業 外 費 用	5,394	4,534	3,676	2,894	2,387	1,880	1,363	841	427	333	281	229	
ア 支 払 利 息			5,394	4,474	3,540	2,758	2,251	1,744	1,227	705	291	197	145	93		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分																
イ そ の 他			60	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 7,656	△ 15,571	5,832	18,026	20,225	20,479	20,737	20,998	21,206	21,253	21,278	21,304			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	24,047	24,507	23,636	14,068	13,671	13,925	14,183	14,012	4,280	1,271	1,297	1,323		
		(1) 地 方 債	(1) 地 方 債													
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	24,047	24,507	23,636	14,068	13,671	13,925	14,183	14,012	4,280	1,271	1,297	1,323		
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
		(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	56,821	57,742	56,001	36,863	36,071	36,577	37,094	36,751	25,486	22,524	22,575	22,627		
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費													
			ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	48,094	49,015	47,274	28,136	27,344	27,850	28,367	28,024	8,562	2,544	2,595	2,647	
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		8,727	8,727	8,727	8,727	8,727	8,727	8,727	8,727	16,924	19,980	19,980	19,980			
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 32,774	△ 33,235	△ 32,365	△ 22,795	△ 22,400	△ 22,652	△ 22,911	△ 22,739	△ 21,206	△ 21,253	△ 21,278	△ 21,304			

収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 40,430	△ 48,806	△ 26,533	△ 4,769	△ 2,175	△ 2,173	△ 2,174	△ 1,741				
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	10,395	384	48									
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(W)	(N)	384	48										
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支														
(N)-(O)			384	48										
赤字比率														
($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率			77	73	83	96	97	97	97	97	106	109	109	109
($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)														
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	124,894	109,392	133,928	148,925	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381	154,381
地方財政法による 資金不足の比率														
((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率														
((T)/(V)×100)														
収益的支出に充てた他会計繰入金		(W)	30,419	48,470	26,485	4,769	2,175	2,173	2,174	1,741				
他会計借入金残高		(X)	586,487	626,230	643,988	640,030	633,478	626,924	620,371	613,385	596,461	576,481	556,501	536,521
地方債残高		(Y)	255,058	206,043	158,770	130,633	103,290	75,440	47,073	19,048	10,487	7,943	5,348	2,701

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算 見込)										
収益的収支分		53,804	57,694	58,550	60,209	61,798	61,545	61,286	61,025	60,818	60,771	60,745	60,719
	うち基準内繰入金	53,804	57,694	58,550	60,209	61,798	61,545	61,286	61,025	60,818	60,771	60,745	60,719
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		24,047	24,507	23,636	14,068	13,671	13,925	14,183	14,012	4,280	1,271	1,297	1,323
	うち基準内繰入金	24,047	24,507	23,636	14,068	13,671	13,925	14,183	14,012	4,280	1,271	1,297	1,323
	うち基準外繰入金												
合 計		77,851	82,201	82,186	74,277	75,469	75,470	75,469	75,037	65,098	62,042	62,042	62,042